

公益財団法人トラスト未来フォーラム 倫理規程

(目 的)

第1条 公益財団法人トラスト未来フォーラム（以下、「財団」という。）は、信託に係る調査・研究及びこれらに対する助成を行うことにより、信託の健全な振興と発展を図り、もって広く社会の負託に応えることを目的として、一貫した事業活動を持続けるため、役職員が厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うことを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 財団は、その設立目的に従い、信託及び信託事業等の健全な振興と発展に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 財団は、関連法令及び財団の定款、倫理規程その他の規程類を厳格に遵守し、社会規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第5条 財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用してはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 財団の役職員は、その職務の執行に際し、財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他財団が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努め、自律自助の精神と高い当事者意識を持って、責任を全うしなければならない。

(組織能力の発揮)

第10条 財団は、信託の熱意を共有する人材同志の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮せねばならない。

(反社会的勢力への対応)

第11条 財団の役職員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫かねばならない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。